

## 第2回青森地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和4年8月4日(木) 10時28分～11時38分

2 場 所 青森合同庁舎4階 共用会議室

3 出席者

【委員】公益委員 石岡委員、中村委員、森宏之委員、飛鳥委員、森理恵委員  
労働者委員 赤間委員、秋田谷委員、小枝委員、野坂委員  
使用者委員 小笠原委員、田中委員、藤井委員、小野委員

【事務局】 高橋局長、橋本労働基準部長、八木澤賃金室長、  
嘉賀室長補佐、長尾厚生労働事務官

4 内 容

室長補佐

定刻前ですが、皆様お揃いですので、ただ今から第2回青森地方最低賃金審議会を開会いたします。

本日の委員の出欠状況については、保土澤委員と齋藤委員が都合により欠席されておりますが、定数を満たしておりますことを報告いたします。

また、本日の審議会は公開となっていることから、傍聴人の募集公示を行ったところ、3名の方から傍聴申し込みがなされ、本日傍聴されていることを報告いたします。

それでは、高橋青森労働局長よりご挨拶を申し上げます。

局 長

委員の皆様におかれましては、大変御多用のところ本審議会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。この第2回の本審議会は、当初8月1日を予定させていただいておりましたが、中央最低賃金審議会の審議が長引いたということもございまして、本日に日程変更をさせていただいたところ。各委員の皆様にはご協力いただきましたことを感謝申し上げます。

さて、本日の審議会では、中央最低賃金審議会の会長から厚生労働大臣に対しまして「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について」という答申が8月2日になされておりますので、その内容を伝達させていただくこととしております。

答申の詳細は後ほど説明させていただきますが、1点目としましては全国加重平均の引上げの目安額が31円、引上げ率に換算して3.3%の引上げとなっております。2点目ですが、各ランク別では、Aランク及びBランクが31円の引上げ、Cランク及びDランクが30円の引上げとされておりまして、全ランクで昨年を目安額を超える過去最高の水準となっております。



要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し要望する。5、生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取り組みを求めるとともに、特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとすなどのより一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。6、下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

となっております。

続きまして、めくっていただいて2ページ目の別紙1が「公益委員見解」となっております。

こちらの本文1に、「表に掲げる金額を「令和4年度地域別最低賃金改定の引き上げ額の目安」とする」とありまして、青森県は、Dランクで目安金額は「30円」とされております。

表の下、2の（1）につきまして、以下読み上げさせていただきます。今年度の目安審議にあたっては、最低賃金法第9条第2項の三要素を考慮した審議を行ってきた。三要素というのは、生計費、賃金、通常の業務の賃金支払い能力のことです。

アの賃金。賃金に関する指標をみると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は2%を超えており、ここ数年低下してきた賃金引上げの水準が反転している。また、賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率は1.5%であったことに加え、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率は2.1%となっている。ただし、今年4月以降に上昇している消費者物価の動向が十分に勘案されていない可能性があるという点にも留意が必要である。とされております。

イの労働者の生計費でございますけれども、生計費につきましては、関連する指標である消費者物価指数をみると、「持家の帰属家賃を除く総合」は今年4月に3.0%、5月に2.9%、6月に2.8%となっており、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については4%を超える上昇率となっている。労働者の生計費については、最低賃金に近

い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、必需品的な支出項目に係る消費者物価指数の上昇も勘案し、今年4月の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す3.0%を一定程度上回る水準を考慮する必要があるとされているところでございます。

続いて、ウ通常の事業の賃金支払能力については、関連する指標をみると、法人企業統計における企業利益については、コロナ前の水準への回復がみられる。また、業況判断DIをみても、コロナ禍からの改善傾向がみられる。ただし、多くの企業では十分な価格転嫁ができず、企業経営は厳しい状況にあると考えられる。企業の利益や業況については、コロナ禍からの改善傾向はみられるものの、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことに留意する必要がある。とされております。

エが各ランクの引上げ額の目安でございますけれども、以上から、①賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げの水準が反転していることに加え、今年の賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は、平成14年以降最大であるものの、当該結果には今年4月以降の消費者物価の上昇分が十分に勘案されていない可能性があること、②労働者の生計費については、必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案すれば、今年度の引上げ率は、今年4月の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す3.0%を一定程度上回る水準とすることが考えられる。さらに、最低賃金について、政府が「できる限り早期に全国加重平均が1,000円以上」となることを目指していることも踏まえれば、可能な限り最低賃金を引き上げることが望ましい。一方、③通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況において、コロナ禍からの改善傾向はみられるものの、労働分配率が比較的高い中小企業・小規模事業者においては、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくない。これらを総合的に勘案し、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するにあたっては3.3%を基準として検討することが適当であると考えられる。各ランクの目安額については、①賃金改定状況調査結果第4表における賃金上昇率はDランクが高いものの、今年1～6月の消費者物価の上昇率は、A・Bランクがやや高めに推移していること、②昨年度はAランクの地域を中心に雇用情勢が悪化していたこと等も踏まえて全ランク同額としたが、今年度はAランクにおいても足元では雇用情勢が改善していることから、A・Bランクは相対的に高い目安額とすることが適当であると考えられる。一方、③地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること等も考慮すれば、A・BランクとC・Dランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えられる。とされている

ところでございます。

「オ、政府に対する要望」としまして、目安額の検討にあたっては、今年度は4月以降に消費者物価が上昇したこともあり、三要素のうち、特に労働者の生計費を重視した目安額とした。このため、今年度の目安額は、コロナ禍や原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し要望する。生産性向上の支援については、特に、最低賃金が相対的に低い地域において、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が必要である。このため、政府に対し、業務改善助成金について、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、下請取引の適正化については、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。とされております。

カの地方最低賃金審議会への期待等としまして、目安小委員会の公益委員としては、目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるにあたって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないが、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。とされているところでございます。

続きまして、2の(2)につきましては、生活保護水準と最低賃金との比較では、乖離が生じていないことが確認された、とされております。

2の(3)では、最低賃金引上げの影響については、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。とされております。

このページの次に参考資料がついておりますが、こちらをめぐっていただきますと、別紙の2として「小委員会報告」がございます。小委員会報告本文の2に「労働者側見解」、3に「使用者側見解」がございます。労働者側、使用者側とも、公益委員見解については、「不満の意を表明した」とされているところがございます。4に「意見の不一致」がございますけれども、意見の不一致として、本小委員会としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。とされているところです。そして、5に「公益委員見解及びその取扱い」とございまして、こちらの2行目の後半から読み上げさせていただきますが、加えて、「新しい資本主義のグ

ランドデザイン及び実行計画」及び「新しい資本主義実行計画工程表」並びに「経済財政運営と改革の基本方針2022」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。とされています。さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し要望する。業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなどのより一層の実効性のある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。下請取引の適正化については、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。とされているところでございます。

目安の伝達につきましては、以上でございます。

石岡会長                   ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございませんか？

秋田谷委員               1点だけ質問なんですけれども、別添資料別紙1の4ページ、カの2段落目なのですが、「また、公益委員見解の取りまとめにあたって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である」と書いています。おそらく、消費者物価が現段階より極端に上がった場合や下がった場合を指すのだと思うのですが、その場合、公益側といたしますか、中賃でどういった対応を前提として考えての文章なのか疑問に思いましたので、わかれば教えていただきたいです。

おそらく、政府に対する要請の部分かと思ったのですが、目安額を否定するような対応もあったりするのかと思っただけです。

基準部長                   事務局でございますけれども、カの部分は、地方最低賃金審議会への期待等ということで、消費者物価等4月以降の上昇率の動きを目安の中で重きを置いて今回の目安額が示されたところでございますけれども、それ以降、7月、8月、9月の動きを踏まえて、大きな変化が生じたときには地賃の中で必要に応じて対応を検討するというものです。ここでいう必要に応じた対応というものが確かに明確ではありませんけれども、基本的には審議会への期待等というカの項目の中での言及ですから、直近の物価等の動きも見ながら議論するなり、政府に対する要望という話もちろん対応としてあるのかもしれないけれども、そういうことを検討いただくことが適当ではないかというメッセージなのではないかと受け止めておりま

す。

秋田谷委員       では、カの1段落目にある「全国的なバランスを配慮するという観点から」というところも含めて、中賃から地賃に対しての対応という考え方でいいのでしょうか。

基準部長       「全国的なバランス」という部分の記述は、もともと目安の意味合いを言及している一部分でございまして、目安とはどういうものかという解説をする中で触れている部分です。それで、今回の公益委員見解という形で目安が示されてございます。その中で重視しているとされる消費者物価指数の動き等は4月以降の4月、5月、6月の動き等を重視しているので、それ以降のものは物価がどのように動くかということは、中賃が目安を公益委員見解で定めるまでに示された数値でしか判断できないので、それ以降、物価がどのように動いていくかということを注意深く地賃のほうでは見てほしいという意味合いではないかと考えております。

秋田谷委員       中賃が対応するのではなく、地賃が対応すると読み替えてもいいということでしょうか。

石岡会長       これは、地賃に対する期待の項目で書かれていることなので、中賃としては、6月までの消費者物価指数等を見て、こういう目安を出しましたと。だけれども、それ以降、急激な変動などがあった場合には、それは地賃のほうで必要に応じて対応をしてください。そういうことではないかと。

秋田谷委員       わかりました。

石岡会長       今のところ、7月の数値は出ていないですね。

基準部長       まだ出ていないですね。

石岡会長       ただ、7月が急激に今までの6月と比べて何か大きな変動があったかという、そういったことも言われていないので、特別なことがない限りはこれをベースにして考えることがいいのではないかなと。

秋田谷委員       ありがとうございます。

石岡会長       ほかに目安全体についてのご意見等はございませんでしょうか。

(委員から、「特になし」)

石岡会長            それでは、目安の伝達についてはこの程度といたしまして、議題の2番目「令和4年度青森地方最低賃金審議会の開催日程の変更について」を事務局から説明お願いいたします。

賃金室長            事務局からご説明させていただきます。  
                         当日配布資料を出していただけますでしょうか。  
                         こちらをめぐっていただきまして、資料No.1をご覧いただきたいと思  
                         います。

                         当初予定していた8月1日の本審が中賃の目安伝達が主たる議題であ  
                         ったものですから、本日に変更になったというものでございます。それに  
                         伴いまして、日程が変更になっているところがございます。基本的には、  
                         すでに確保している部会の日程を動かさずに変更させていただきました。

                         具体的に申し上げますと、本日が第2回本審、明日が第2回専門部会、  
                         8日が第3回専門部会、9日の午前中に第4回専門部会としまして、予備  
                         日を設けずに、9日の午後から第3回本審を開催し、答申を目指すとい  
                         うこととなります。

                         なお、予備日を設けない観点から、第4回専門部会の開始時刻を若干早  
                         めまして午前10時からとし、同日午後の第3回本審の開始時刻も若干遅  
                         らせて午後2時からとしております。第4回の専門部会で議論する時間  
                         なるべく確保したいということでの日程変更でございます。

                         このような日程案を事務局からご提案させていただきます。

石岡会長            ただ今のご説明について、質問等はございませんか。

(委員から、「特になし」)

石岡会長            ということで、予備日をなくして詰めたということでございます。昨年  
                         は予備日を使っておりますが、今年は予備日がありませんので、何とかこ  
                         の日程の中で決められるようにご協力いただければと思います。

                         それでは、これで決定ということよろしいでしょうか。

(委員から、「異議なし」の声)

石岡会長            それでは、事務局でもう一度確認していただけますか。

賃金室長            確認させていただきます。

明日が専門部会第2回目、8日が第3回目の専門部会、9日4回目の専門部会が10時から、同日14時から第3回本審、異議審であります第4回目の本審が25日に。この日程であれば、10月5日発効を目指すところでございます。この日程で事務局として進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

石岡会長            それでは、次に議題の3「その他」ということになりますが、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長            事務局から「その他」ということで、資料の説明をさせていただきます。  
資料については、会議次第のついた審議会資料、それとは別に別冊資料がございます。この資料でございますけれども、最低賃金法第9条第2項において、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とされており、最低賃金決定基準である、この三要素それぞれに対応した形で、全国や県内の情勢についての各種統計を資料として用意させていただいております。

この資料でございますけれども、先の第1回専門部会で配付された資料と重複するものもありますが、例年この第2回本審において一括提出しておりますので、そのように準備させていただいたところでございます。

まず、会議次第のある資料をご覧ください。

次第をめくると、資料目次がございまして、その次からが資料となっております。資料No.1の1ページから3ページまでが「青森県における生活保護と最低賃金の比較について」の資料でございまして、これにつきましては、第1回専門部会の資料と同じものでございます。1ページ目が結論部分、2ページ、3ページが計算過程内訳となっているものでございます。

生活保護費の最新データであります令和2年度のデータと比較しております。1ページが結果になりますけれども、生活保護の月額が95,963円、最低賃金の月額が112,601円、月額で16,638円、時間額で117円最低賃金が生活保護を上回っていたことになりましたが、令和3年度に29円の最低賃金引上げがあったので、現時点では、最低賃金の方が146円上回っているということになります。

続いて、6ページ目の資料No.4でございますけれども、平成24年度からの青森県最低賃金の未満率、影響率のデータでございます。令和3年度の未満率1.9%というのは、その年の改正前の時点で793円を下回っていた労働者の割合のことになります。今年の未満率は1.6%でございますが、これにつきましては、後ほどご説明を差し上げるところでございます。

令和3年度の影響率21.6%。これは、当時の県最賃793円から822円に29円引き上げられた時に影響を受ける労働者の割合ということでございます。

以下、資料No.17までは、最低賃金決定基準三要素に関わる資料で、主として青森県に係る内容のものになっております。

資料No.18につきましては、当局で発表しております「新型コロナウイルス感染症の影響による青森県内の動き」でございまして、解雇等の状況、雇用調整助成金の支給状況、労災決定状況が記載されているところでございます。資料No.19が県発表の感染状況等の資料でございまして、資料番号20が4月に実施された青森県景気ウォッチャー調査特別調査「新型コロナウイルス感染症による県内の景気への影響に関する調査について」となっております。これを見ますと34ページのところで91.8%が「非常に」、または「どちらかといえば」影響があった、と回答しております。

続きまして、別冊資料1の「令和4年度最低賃金基礎調査結果」をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして、1ページをご覧ください。3に調査対象とされた業種、4に業種ごとの対象となった事業所の規模がございまして、2ページに集計数がございまして、619事業所、4,730人の労働者について回答があったものを母集団数上の数に復元したもので労働者数では157,658人となっているところでございます。

今年度の基礎調査結果に基づく未満率と、今年度の県最低賃金の引上げ額によって影響率がどのように示す「試算表」が4ページにございまして、

青森県最低賃金引上げ試算表（令和4年）とタイトルが書かれております。左上に未満率があり、1.6%となっており、昨年度の1.9%より少し低くなっているところでございます。

右側を見ていただきますと、影響率等が記載されております。1円引き上げて823円になると影響率は10.9%、5ページに852円とありまして、目安と同じ30円引き上げられた場合の影響率は25.0%となっております。

これより以下につきましては、全産業と産業ごとの総括表をつけているところでございます。

6ページをご覧ください。一番左に時間当たり所定賃金額、その右に対応する賃金額以下の賃金の労働者数となっております。例えば、現在の最賃額の822円を見ると、それ以下の労働者数は17,170人で全体の157,658人の10.9%ということになります。なお、822円ぴったりの労働者数は、この17,170人から821円以下の労働者数2,463人を引いた14,707人ということになります。最賃額が改定さ

れ、例えば、1円上がると、この17,170人に影響があることとなりますので、先ほどご覧いただいた試算表の822円の影響率が10.9%という数字になるという見方をしていただければと思います。

続きまして、「別冊資料2」をご覧ください。

これは、今年度の中賃の「目安に関する小委員会」において配付された資料でございます。第1回の資料につきましては7月7日の第1回審議会資料として配付させていただきましたので今回の資料には添付していないところでございます。

これらの資料につきましても、最賃決定の三要素に係る全国的な資料等が入っているということでございます。

まずは、第2回目目安小委員会の資料について説明いたします。

資料No.1の6ページと7ページをご覧ください。これは、中賃の答申にも記載がありましたが、第4表①と第4表②がついているものでございます。6ページの男女計をご覧いただきたいのですが、全ランク計が1.5%の上昇率で、昨年0.4%でしたので、大きく上昇しております。Dランクにつきましては、1.9%。昨年は0.3%でしたので、こちらも大きく上昇しているところでございます。そして、Dランクは全ランクの中で最も高くなっております。

続きまして、資料No.2生活保護と最低賃金ですが、これにつきましては、先ほど青森県における生活保護と最低賃金の比較についてご説明いたしましたけれども、全国的にもすべての都道府県において最低賃金が生活保護費を上回っていることがわかります。

この次が資料No.3でございまして、地域別最低賃金額のランク別の未満率、影響率の推移です。用語の定義が下部の(注)にあります。

このランク別の影響率、未満率の推移を見ますと、未満率の方は中期的にはさほど変動がないところでございますけれども、影響率は年々上昇している傾向にあります。このことは、最低賃金改定の及ぼす影響力が以前より大きくなっているということで、セーフティーネットとしての役割もより高まっているといえます。

次のページに移りまして、2ページ、3ページが昨年度の都道府県ごとの未満率と影響率です。2ページが基礎調査、3ページが賃金構造基本統計調査のものです。2ページをご覧いただきますと、右端に全国平均がありまして、それと比べますと、青森県の未満率、影響率は非常に高い状況にあります。青森県の影響率は21.6%と全国で一番高くなっております。次に3ページをご覧いただくと青森県の影響率は7.0%、全国で3番目に高い数値ですが、先ほどの基礎調査のものの方が影響率は高くなっております。こちらにつきましては、基礎調査の調査対象が、賃金調査と比べ、賃金の低い労働者の多いと考えられる業種、規模に絞られてい

るため、高い数値となるということでございます。

資料No.4が都道府県別の賃金分布の資料になります。

目次に記載のありますとおり、各都道府県の賃金分布について、「一般労働者」、「短時間労働者」、「両者の計」の3つに分けてグラフ化されているものでございますけれども、この中の、短時間労働者の賃金分布について、見ていきたいと思っております。

こちらの資料の29ページ以降が、短時間労働者の分布になりまして、Aランクの東京から始まっております。「東京(A)」をご覧くださいますと、縦軸が人数、横軸が時間当たりの賃金額でございます。

1,013円と記載された金額は、令和3年6月時点での最低賃金の金額になります。

グラフを見ていただきますと、この1,013円の部分にピークが来ております。

続きまして、青森県が含まれるDランクですけれども、これは38ページ以降になります。

青森県は41ページにありまして、グラフをご覧くださいますと、最低賃金額にピークがきております。これは、同じページにございます秋田も同様でございますが、縦軸の人数を比較していただきますと、青森は上限が6,000人、秋田は4,000人でございますので、1.5倍ほどピークの山が高いということになります。

いずれにしても、青森は最低賃金近傍のところに労働者の多くが張り付いている状況がわかるかと思えます。

続きまして、資料No.5の各種経済指標については説明を省略させていただきます。

また、参考資料として委員からの追加要望資料、足下の経済状況等に関する補足資料、主要統計資料がございます。

この中の参考資料No.2足下の経済状況等に関する補足資料につきましてご説明いたします。

こちらの参考資料をめぐっていただきまして、2ページの「ランク別有効求人倍率の推移」ですが、こちらをご覧くださいと、Dランクは1.44、Aランクは1.08とDランクのほうがAランクに比べて有効求人倍率が高く出ております。これはDランクのほうがAランクに比べて人手不足感が強く出ている状況だということでございます。

続きまして、第3回目安小委員会の資料、こちらの最後のページをご覧ください。

こちらの第3回の資料は委員からの追加要望資料になっておりまして、資料最後のページに「第4表③」がございます。こちらの表は、令和3年6月と令和4年6月の両方に在籍していた労働者のみを集計したもので

ございます。第4表①②では、令和3年6月に在籍していない方も統計に含まれていますが、第4表③については、昨年6月以降継続して勤めている方のみを統計の対象としているということでございます。

表をご覧くださいますと、左上の計のところは、2.1でございますので、第4表①の1.5よりも高くなっております。ランク別は、Dランクが2.4ということで全ランクの中で最も高い上昇率となっております。

次の第4回目安小委員会の資料をご覧ください。

この参考資料につきましては、消費者物価等の動向について示されているものでございます。表紙をめくっていただくと、6月の消費者物価指数の「総合」は+2.4%、「生鮮食品を除く総合」は+2.2%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+1.0%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+2.8%となっております。こういったものを参考として、中賃では目安額の判断をされていたということでございます。

次の資料No.2、37ページをご覧ください。消費者物価指数等の推移というタイトルの下に(1)消費者物価指数の対前年上昇率の推移とありまして、各都道府県をランク別にした表がついてございます。この表で青森県は下から4番目にございます。令和4年6月をご覧くださいますと、4.3%となります。これは全国で一番高い上昇率となっております。

続きまして、第5回目安小委員会の資料をご覧ください。

参考資料No.1と2、二つございます。まず、参考資料No.1ですが、最初の資料が、内閣府「月例経済報告」に日本経済の基調判断がございまして、7月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに持ち直している。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。」と書かれております。

その次に経団連の春季賃上げ妥結状況がございまして。

参考資料No.2、最後のページになりますが、こちらに連合と経団連の春季賃上げ妥結状況集計結果が記載されております。連合、経団連とも昨年より上昇しているという状況でございます。

資料の説明は、以上でございますが、労働基準部長より補足説明がございまして。

基準部長

労働基準部長でございます。

先ほど、賃金室長より目安に関する小委員会資料のご説明申し上げましたけれども、その中で第4回目の資料、中でも参考資料のNo.2について、お手元にお引き寄せいただければと思います。

その中で、まず項番6として「消費者物価指数等の対前年比上昇率の推移（全国・ランク別）」の表がございまして。

中賃の公益委員見解の中で言及されておりました3.0%というのは、この区分、全国の令和4年4月を見ていただくと、3.0とございます。これを指すものでございます。各ランク別の上昇率も表になっているわけですが、続く表で、こちらが都市別ということで、先ほどご説明させていただきましたとおり、青森は下から4番目のラインに物価上昇率の記載がございます。

この部分について2点、ご説明を補足させていただきたいと思っております。

まず、1点目でございますが、青森市の令和4年4月期の消費者物価指数の対前年比上昇率が6.8%と全国のほかの都市に比べて突出している点についてでございます。

ご覧いただきますと、東京であれば2.9、神奈川は3.1ということで、縦のラインで見させていただきますと、青森の6.8という数字が突出していることがお分かりかと思っております。これにつきまして、事務局で品目別に上昇率を確認・調査したところ、上下水道の料金が特異な値を示していることがわかりました。その要因についてさらに調べていきましたところ、令和3年4月に青森市では一般家庭や民間事業者に対する水道料金、下水道使用料を全額免除するという施策を実施していたことがわかりました。このため、これに反動する形となりまして、その1年後の令和4年4月期の対前年物価上昇率は、ほかの都市と比べて、青森市は大きい値を示した。こういった要因ではないかと考えられるところでございます。

なお、家計消費支出に占める上下水道の料金のウェイトに鑑みると、6.8というこれほどの上昇率を示すものか、やや疑問もございましたので、さらに調べを進めましたところ、青森市ではさらに令和2年5月期においても同様の全額免除をしていたことがわかりました。そして、その1年後となる令和3年5月期の対前年物価上昇率は、ほかの都市では1%以上を示す都市は一つもない中で、青森市のみ3.3%と突出した値を示しておりました。

こうしたことから、今回につきましても、上下水道料金の全額免除という青森市の施策が対前年物価上昇率に相当程度影響したのではないかと考えられるところでございます。

以上が1点目でございます。

次に、2点目でございますが、令和4年6月期の消費者物価対前年上昇率が4%を超えますのは、青森市の4.3と秋田市の4.2の2都市だけでございます。このように、ほかの都市に比べて、この2都市が高くなっている点についてでございます。

これにつきましても、品目別に上昇率を確認・調査いたしましたところ、青森市も秋田市も10%以上の上昇率を示した品目が4品目ございました。具体的には、一つ目、魚介類、二つ目は、設備修繕・維持費、三つ目

が電気代、4つ目が灯油代、この4品目でございました。その中でも最も高い上昇率でありましたのは、灯油代でございます。青森市で26.4%、秋田市で23.3%上昇しております。6月の夏場とはいえ、灯油につきましては、これを燃料とした家庭用のボイラーなど、年間通じて使われる用途もありますほか、需給のバランスだけではなく、原油価格でありますとか、円相場、国際情勢など様々な要因がこの価格に影響を与えると思われまして、東京でも灯油代は19.5%上昇しております。

また、灯油代などの上昇が家計に与える影響という点でございますが、総務省の家計調査によりますと、青森市は灯油代や電気代などの光熱費の総額が全国で最も高く、2020年の年間光熱費で23万2506円と全国平均より1.4倍高くなっておりますことから、とりわけ青森市内の家計には影響が大きいのではないかと考えられるところでございます。

また、品目別に上昇率を確認・調査した中で、秋田市だけ10%以上の高い上昇率も示していたものもございました。3品目ございまして、一つ目が果物でございます。秋田市が11.7%。しかし、青森市でも果物は10%まではいかないものの、8%という比較的高い上昇率でございました。2つ目がガス代でございます。秋田市では、14.1%でございます。これも青森市では7%と比較的高い上昇率となっております。最後の3品目目でございますが、和服でございます。秋田市は10.5%でございました。この品目だけは、青森市での上昇率は1.8%とそれほど高くないものとなっております。この差に関してでございますが、和服は統計調査の区分上、比較的店舗間での価格差が出やすい品目ということでございまして、地域的な価格差が表れたというよりは、店舗間による価格差が表れた可能性があると考えられるところでございます。

以上、ご説明して参りましたとおり、秋田市と青森市、2市とも価格上昇率の高い品目については類似する点が多く、また、衣食住、エネルギー関連と幅広い分野にわたっているということがわかりました。

そこで、分野別に寄与度というものを算出してみましたところ、秋田市、青森市の2市は、東京に比べまして、衣食住、エネルギー、4分野いずれも寄与度が大きい値を示しておりました。特に、食料とエネルギーの2つの分野における寄与度が約3%。一言でいえば、4.3%や秋田市の4.2%のうち、約3%分は食料とエネルギーの価格の価格上昇が影響しているということでございます。こういうことで、青森市、秋田市の4年6月期に消費者物価対前年上昇率が4%台と高かったのは、結論を申し上げますと、両市ともに幅広い分野で価格上昇がみられ、中でも、食料とエネルギーの価格上昇が大きく影響したためというふうに言うことができると思われます。

以上、わたくしからのご説明でございました。

- 石岡会長                    ありがとうございます。  
資料のご説明が続きましたが、今までの中で何かご質問等はございませんか。
- 小野委員                    意見、質問ではありませんが、初めてこの委員会に出席させていただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。  
八戸にある三八五自動車整備工業の小野と申します。  
前任の三八五流通の平野委員に代わりまして、平野が岩手のほうに転勤したものですから、引継ぎなどしておりませんけれども、一生懸命、目の前にある資料等々で勉強いたしますのでよろしく願いいたします。  
以上です。
- 石岡会長                    ほかに何か事務局からございますか。
- 賃金室長                    事務局から、産別の日程につきまして、お手元にごございます当日配布資料の資料No.2に事務局案をお付けしたところがございます。すでに皆様から頂きました日程確認表をもとに作成したものでございます。このスケジュールを進めてまいりたいと思っているところでございます。  
今後の日程につきましては、9日の第3回本審の際に、必要性の有無について諮問を行っていただきます。その後、検討小委員会を開催しまして、9月16日には必要性の有無の答申をいただきたいと考えています。  
答申をいただいた後につきましては、専門部会を開催しまして、10月17日に答申をいただくという案になってございます。  
また、事務局案を組んだ中で各種商品小売業の専門部会の開始時刻について厳しいのではないかというご指摘を受けました。そのため、この後、若干の組み替えがあると思われますので、事務局として鋭意対応させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。  
事務局からは以上でございました。
- 石岡会長                    産別の専門部会の担当についてはのちほどということですか。
- 賃金室長                    はい。のちほどでございます。
- 石岡会長                    産別の日程は、あくまで現時点での案ということで、今後、個別に調整をしていくということで、今日の段階ではこの案を審議会として確認するということがよろしいでしょうか。

(委員から、「異議なし」)

石岡会長 他に何かございますか。

(委員から、「特になし」)

石岡会長 それでは、今、産別の話が出ましたけれども、いよいよ明日の専門部会から金額審議に入ることとなります。例年ですけれども、専門部会における金額審議におきましては、非公開ということにして、委員の間の率直な意見を交換するという場にしたいというふうに考えております。

それから、明日8月5日からの金額審議にあたりまして、労使双方から今年度の最低賃金改定の基本的な考え方というものを伺いたいというふうに思っております。毎年のことですので、書面もご用意いただければと思っております。

よろしくお願いいたします。

以上について、何かご発言等がありますか。

(委員から、「特になし」)

石岡会長 それでは、これから本格的な審議に入ってまいります。また、先ほどお話ししましたとおり、今年は予備日がないということですので、中々タイトな日程になると思いますが、迅速な審議についてご協力をいただければと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会はこれをもって終了したいと思います。

長時間ありがとうございました。